

基礎から学べる

金融ガイド

家計管理

生活設計

預貯金

生命保険/損害保険

クレジット/ローン

株式/債券/投資信託

外部知見の活用

トラブルに注意



読んで学べる!

生活に必要な
金融の知識と判断力を
身につけて
生活スキルを高めよう!

社会人として経済的に自立し、 より良い暮らしを送るために、 金融に関する知識と判断力を 身につけましょう。

現代の社会では、誰であっても、生涯にわたってさまざまな金融商品と関わりを持つことになります。金融に関する知識と判断力(金融リテラシー)を身につけることは、わたしたちが、より自立的で安心かつ豊かな生活を送るために必要な生活スキルを高めることでもあるのです。この冊子が、日々の暮らしに少しでもお役に立てば幸いです。



家計管理	3
生活設計	5
預貯金	7
生命保険／損害保険	11
クレジット／ローン	17
株式／債券／投資信託	21
外部知見の活用	27
トラブルに注意	29



ライフプランを実現するための第一歩は、適切な収支管理を習慣化することです。現状の収入や支出をきちんと把握し、計画性のない支出は抑え、収支の改善に努めることが大事です。

毎月の生活費はいくらかかっていますか？

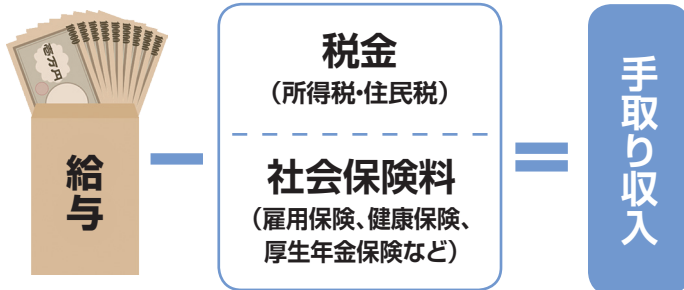
まず、家計の現状を把握することから始めましょう。「毎月の収入は？」、「毎月の食費はどれくらいかかっている？」、「光熱費は？」、「交際費は？」というように項目ごとに把握した上で、収支のバランスが取れているかどうかをチェックしてみましょう。

生活費を把握
することが
家計管理の秘訣！



手取り収入を把握する

手取り収入とは、会社員の場合は給与から税金(所得税、住民税)と社会保険料(雇用保険、健康保険、厚生年金保険など)を差し引いた後の金額です。貯蓄や支出の基準になりますので、きちんと把握しておきましょう。



支出を把握する

支出を把握していなければ、お金の使い方を適切に見直すことはできません。家計簿をつけたりすることで、支出を把握・分析しましょう。



自分が取り組みやすい形で収支を記録しましょう

「収支の記録はとても重要」

どんな形でも続けることが大切です。例えば、レシートを取っておいて分類・分析をする、パソコンのソフトやスマートフォンのアプリを活用して家計簿をつけるなど自分が取り組みやすい形で収支を記録し、的確に把握しましょう。



収支状況を把握して お金の使い方を考えましょう

収支状況を把握したら、お金の使い方を見直してみましょう。その際には、「自分にとって本当に必要なものなのか、それとも欲しいものなのか」を自問し、無駄な支出は抑えることで、赤字解消・黒字確保を目指しましょう。



お金の使い方を見直す

例えば、お酒、タバコ、コーヒーなどの嗜好品や、遊興費、賭け事への支出を見直してみることが考えられます。また、通信費や家賃など、毎月必要な支出についても見直してみましょう。例えば、スマートフォンは適切な料金プランとなっているか、電気や

水道の無駄遣いをしていないか、家賃は食費、交通費、光熱費など生活に必要な費用が毎月確保できる範囲のものとなっているかなど、見直すポイントはたくさんあります。



嗜好品



遊興費、賭け事



通信費

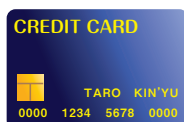


家賃

見えにくくなっているお金の使いすぎにも注意!

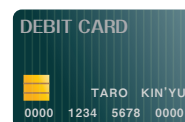
【クレジットカード】

代金後払いによる商品の購入や、キャッシングを利用することができます。



【デビットカード】

店舗などでの支払代金が預金口座から即座に引き落とされます。預金残高を超えた支払いはできません。



【プリペイドカード】

前払いのプリペイド方式で商品購入などに利用することができます。紙型・磁気型のほか、電子マネーと呼ばれる、IC型、サーバ型があります。(詳しくは33ページをご覧ください)



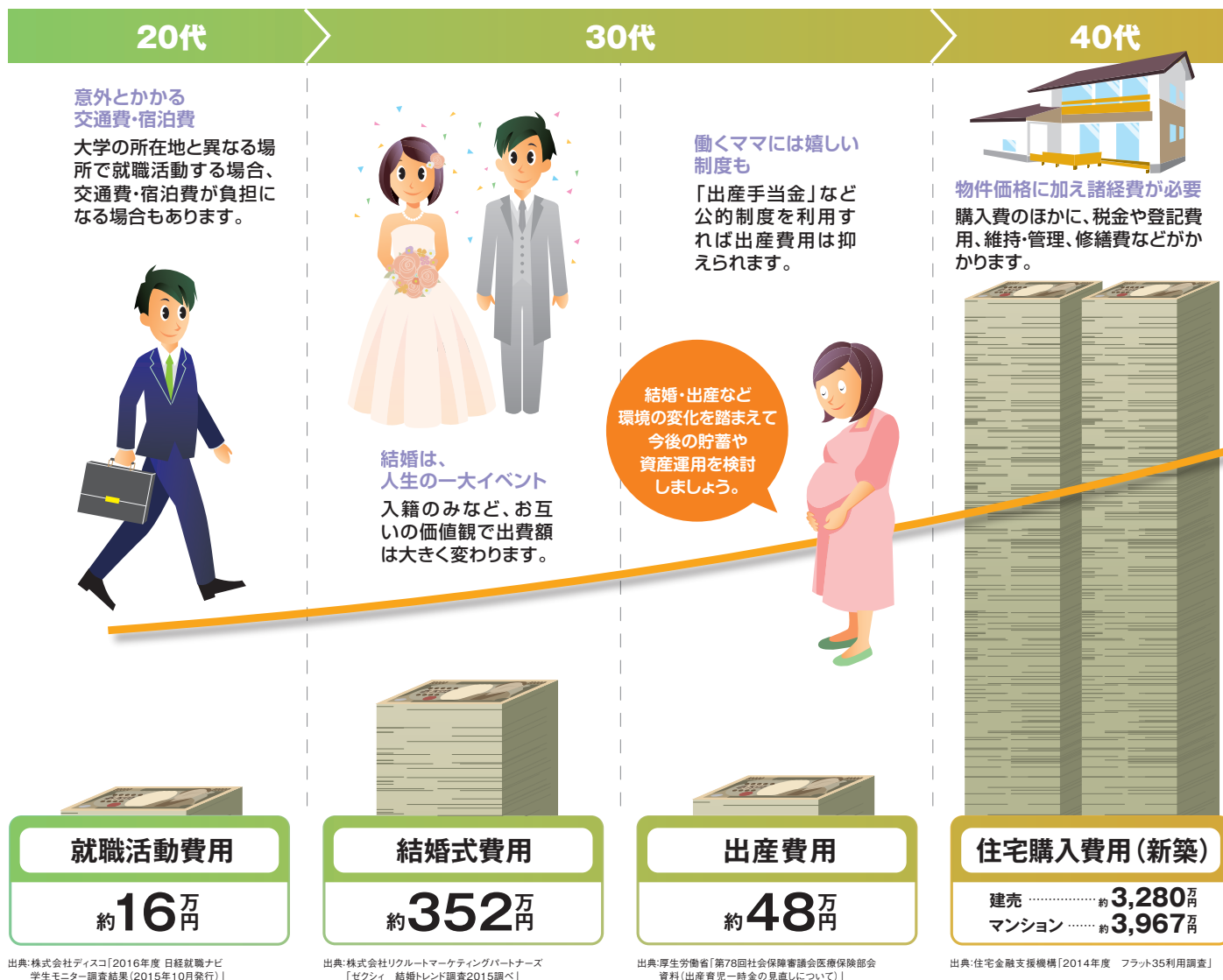
【電子マネー】

電子データのやりとりによって決済を行うサービス。後払いのポストペイ方式と前もってチャージ(入金)する前払いのプリペイド方式(IC型、サーバ型のプリペイドカード)があり、商品の購入などに利用することができます。



ライフプランとその資金計画を作ることを生活設計といいます。
ライフプランを明確にして、必要な資金を計画的に準備しましょう。

ライフイベントにかかるお金とライフプランの例



ライフプランを立ててみましょう

わたしたちの人生には、さまざまなライフイベントがあり、それぞれのライフイベントをいつ迎えるか、どのくらいのお金がかかるのかは人によって違います。例えば、住宅購入ひとつをとっても、20代や30代の時に購入する人もいれば、退職金で購入する人もいるでしょう。自分がどのような人生を送りたいのかを考えて、ライフプランを立ててみましょう。そうすれば、どのような準備が必要になるのかも具体的に見えてきます。既にライフプランを明確にしている人も、さまざまな環境の変化に応じて見直してみることが大事です。



ライフプランを
考える参考に
なるね!



収入 支出

50代

60代

塾や習い事など
学校以外の
出費も把握しよう
学校教育費の
ほかに、塾や習
い事の費用も
かかります。



60歳退職の場合、
5年間は年金収入が
ないので計画的な
家計管理が
必要です。

施設入居は意外と
大出費になる場合も
介護施設に入居す
る場合は、契約金
などまとまったお
金が必要です。



さらに

病気やケガで働けな
くなったときや、急なリス
トラなど緊急時のための
備え(緊急資金)も大切です。

リストラ

事故



災害

病気



教育費用

小学校～高校:公立、
幼稚園、大学(文系):
私立の場合
約**994万円**

出典:文部科学省「平成26年度「子供の学習費調査」の結果
について(平成27年12月24日)」及び「平成26年度
私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員
1人当たり)の調査結果について」より金融庁にて算出

老後の生活費用

約**26万円**(1ヵ月当たり)

出典:総務省「家計調査年報(家計収支編)平成26年(2014年)」

介護費用

約**15万円**(1ヵ月当たり)

出典:厚生労働省「平成26年度 介護給付費実態調査の概況」
(保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人
負担額を含む)の合計額)

緊急資金

3ヵ月～1年分

(1ヵ月の生活費が20万円なら60万円から240万円)

出典:日本FP協会ホームページ「主なライフイベントにかかる
費用の目安」

必要な資金を計画的に備えていきましょう

人生の3大費用といわれる「教育・住宅・老後」のための費用など、ライフイベントにはまとまったお金が必要になります。ライフプランを立てることで、いつ、どのくらいのお金が必要になるのかが分かれば、計画的に備えることができるようになります。働いて得たお金を適切に貯蓄・運用したり、必要に応じて借入れなどを行ったりして、計画的に準備していきましょう。

お金の計画も
考えないとね!



「預貯金」とは、銀行や信用金庫、ゆうちょ銀行などにお金を預けることをさします。口座を開設して、お金を預けるだけでなく、振り込みや引き落としなどを上手に活用しましょう。

金融機関の便利な機能

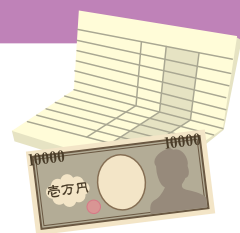
預ける

自分の口座に預けることでお金を安全に管理できます。預けておくと利息もつきます。



ためる

必要ときに備えてお金をためたいときにも活躍。毎月決まった額を早いうちから貯蓄すれば、まとまったお金をためやすくなります。



引き出す

金融機関はもちろん、コンビニなどのATMでも引き出せます。



振り込む

給料や家賃の振り込みから、公共料金や携帯電話料金などの自動引き落としまで、安全にお金のやりとりをすることができます。



金融機関を上手に利用しましょう

金融機関を利用する際には、そのサービス内容などを比較・検討して、自分にあった金融機関を選びましょう。

金融機関を選ぶポイント

●利便性

自宅や勤務先など自分がよく使うエリアに店舗またはATMがあるなど、金融機関を選ぶ上で利便性はとても重要です。インターネットバンキングの使いやすさもあわせて比較・検討しましょう。

●ATM利用手数料

ATMの時間外手数料は、回数が多くなればそれだけ負担になります。ATM手数料の無料時間帯が何時から何時までか、時間外手数料はいくらかかるのかなどATMを利用するにあたって大事な点を比較しておきましょう。

●金利

金融機関によって金利は異なります。自分が利用したい貯蓄もしくはローンなどの金融商品の金利を調べておくことも大事です。

●振込手数料

店舗、ATM、インターネットバンキングでの振込手数料は必ず調べるようにしましょう。また、他の金融機関への振込手数料も確認し、手数料をなるべく抑えるようにしましょう。

口座を作る —金融機関などを利用するための第一歩—

① 口座を開設する前に



印鑑と本人であることが確認できる書類(運転免許証など)を用意しましょう。

② 申込書類に必要事項を記入する



金融機関の窓口で「口座を開設したい」と伝え、必要書類に記入し、通帳を受け取ります。

③ キャッシュカードが自宅に届く



希望すれば数日後にキャッシュカードが自宅に郵送されます。ATMなどでさまざまな取引が可能になります。

④ 利用する



預けたり、ためたり、引き出したり、振り込んだり。ATMや窓口、インターネットから利用できます。

振り込みをするときの注意点

10万円を超える現金振り込みには、取引時確認(本人特定事項〈氏名、住居、生年月日〉、取引目的、職業などの確認)が必要となります。これは、マネー・ローンダリング(犯罪などで得た資金の出所を隠すために口座を移し替えたりすること)やテロ資金対策のため国際的な要請に基づいて決められたルールです。

10万円を超える現金を振り込む場合

ATM ▶ 振り込みできません。

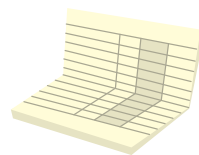


窓口 ▶ 本人確認書類等が必要です。

口座から振り込む場合

ATM ▶ 振り込むことが可能です。

※ただし、口座開設時に取引時確認が済んでいない場合には、本人確認書類等の提示がないと振り込みできないことがあります。



窓口

本人確認書類について

個人の場合

運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券(パスポート)、母子健康手帳、身体障害者手帳、在留カード、個人番号カードなど



法人の場合

登記事項証明書など

「振り込め詐欺」に注意しましょう

詳しくは29～30ページをご覧ください。



振り込め詐欺救済法について

この法律の制定により、犯罪に利用された口座に一定の残高がある場合、それを元に被害者に被害額の一部または全部の返金を行い、被害の回復を図ることができるようになりました。

対象となる犯罪利用口座

振り込め詐欺やヤミ金融などの犯罪行為において、振込先となった預金口座が対象です。具体的な口座名やその預金残高は「預金保険機構」から公告（ホームページに掲載）されます。

被害額の支払手続の申請期間について

犯罪利用口座の残高に対する口座名義人の権利を失わせる手続が終了し、その後、犯罪利用口座の被害者に対する被害額の支払申請期間内（法律上は30日以上とされており、平成28年現在においては約90日間あります）に申請があった方に対して被害額の一部または全部が支払われます。

支払額について

口座の残高、被害額に応じて返金されます。

 **被害合計**
400万円 — **300万円** = **100万円**
(Aさん被害額200万円 (引き出された額) (犯罪利用口座残高)
Bさん被害額200万円)
Aさん Bさん

 **Aさん** **申請** **100万円**
 **Bさん** **申請なし** **支払いなし**

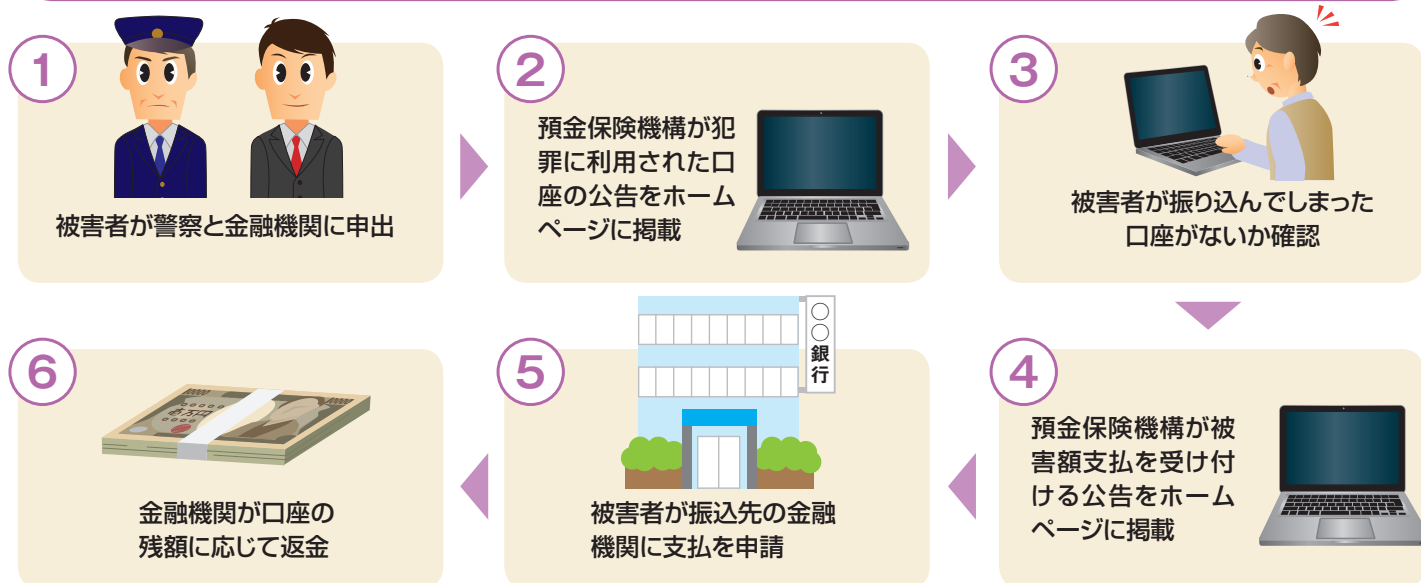
※Bさんも支払申請した場合、犯罪利用口座の残高(100万円)を被害額に応じて按分するので、それぞれに50万円支払われます。

被害額支払のお申出について

振込先の金融機関へ「申請書」「本人確認書類」「振込みの事実を確認できる資料(振込明細書など)」をお持ちください。申請窓口は、振り込んだ先の金融機関です。対象となる犯罪利用口座の公告内容をご確認のうえ、振り込んだ先の金融機関へお申出ください。また、被害に遭われた方は、お早めにお名前、ご連絡先などを警察と振り込んだ先の金融機関へご連絡ください。



振り込め詐欺等の被害額支払の流れ〈被害額支払のポイント〉



偽造や盗難などキャッシュカードのトラブル

不正に取得したキャッシュカードや偽造したキャッシュカードを用いて、ATMから預貯金を引き出すという犯罪が発生しています！



偽造・盗難などキャッシュカードの被害に遭わないために

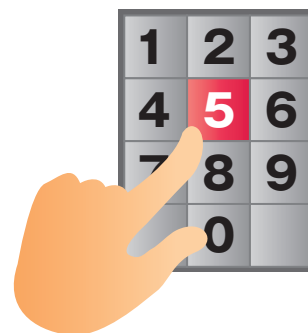
キャッシュカード管理について

- キャッシュカードは携帯し、紛失していないかこまめに確認する。
- 他人にキャッシュカードを渡さない。
- 不必要に多くのキャッシュカードを保有しない。
- 長期間利用していないキャッシュカードは安全性に問題がある場合があるので、取扱い金融機関に相談する。



暗証番号について

- 生年月日、電話番号、車のナンバーなど他人に推測されやすい番号は使わない。
- 他人に暗証番号を教えない。
- 暗証番号をキャッシュカードに記入しない。
- ATMの操作中、暗証番号をのぞき見されないよう不審者に注意する。
- ゴルフ場やサウナなどのロッカー番号に暗証番号を使用しない。
- 他人に知られた可能性がある場合には暗証番号を変更する。



口座管理について

- 不必要に多くの金額を普通預金口座に置かない。
- こまめに残高照会や記帳をする。



通帳管理について

- 他人に通帳を渡さない。
- 通帳と印鑑はできるだけ一緒に保管しない。



病気、ケガ、事故、火災など、不測の事態のための経済的備えが保険です。保険の役割や仕組みを理解し、もしものときに備えておきましょう。

保険の基本的な仕組み



生命保険会社が 扱う保険

死亡保険

万が一のときに、残された家族を経済的負担(生活費、教育費など)から守ることが死亡保険の役割です。死亡または高度障害の場合に保険金が受け取れます。

個人年金保険

老後の備えとして保険料を積み立て、ある一定の年齢になると年金を受け取れるものです。その年齢になる前に死亡した場合は、死亡給付金が支払われます。

損害保険会社が 扱う保険

自動車保険

自動車やバイクを持ったら必ず加入する「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」と自分の意思で加入する「任意保険」があります。

火災保険/地震保険

火災保険は、火事や自然災害(地震、噴火または津波を除きます)などによる家の損害を補償するものです。地震保険は、地震や噴火、津波による被害を補償する保険です。

生命保険会社も 損害保険会社も扱う保険

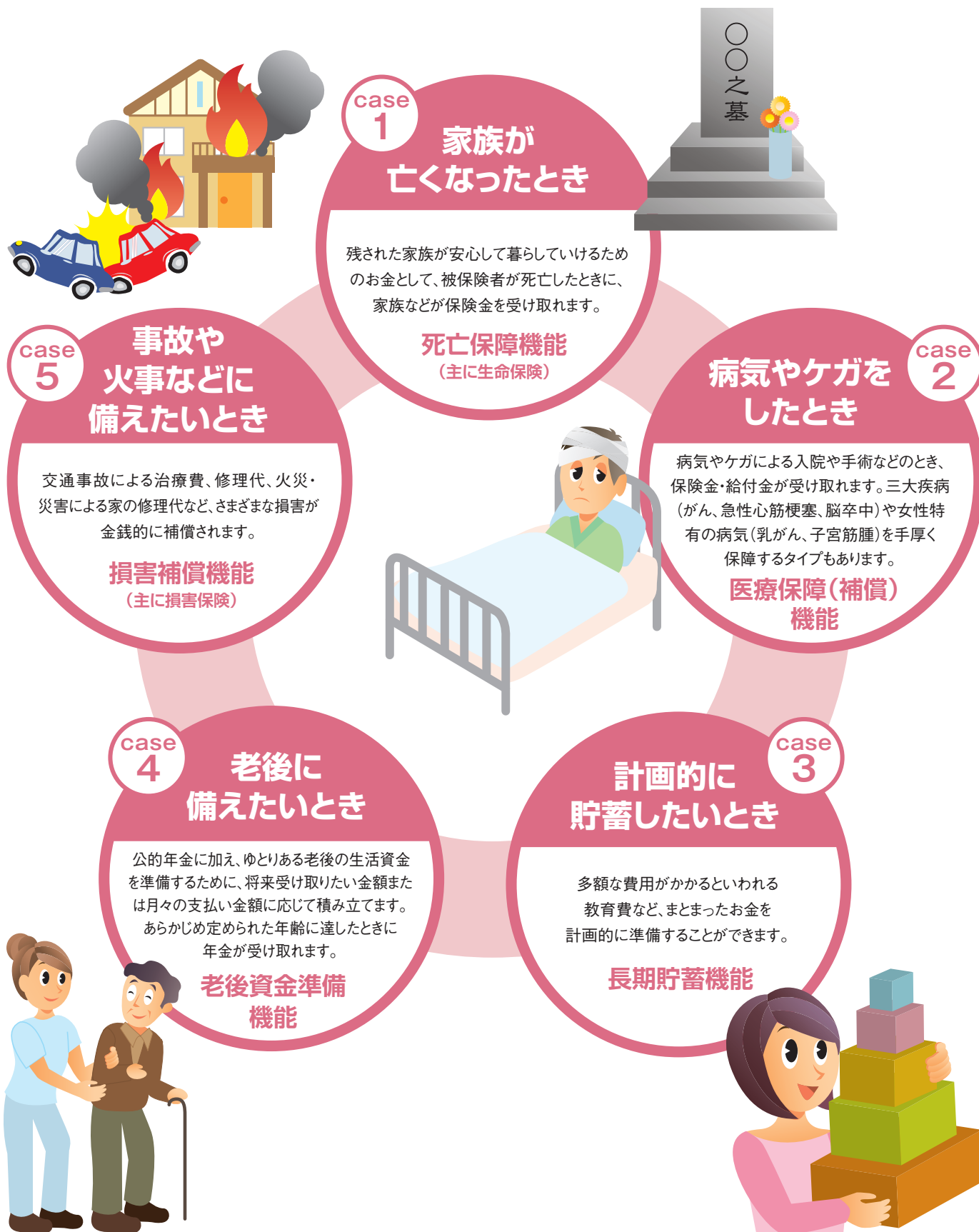
医療保険

病気やケガによる入院や通院、手術のときに保険金を受け取れます。



こんなときに保険が役立ちます

保険にはさまざまな役割があります。どんなときに、どんな保障(補償)が必要なのかを理解し、自分にとって必要な保険は何かを見極めることが大切です。



ライフステージにあわせた保障(補償)を準備しましょう

[ニーズに応じた保険の例]



貯金が少ないから、
入院したら
どうしよう…

20代独身者

経済的に独立はしているものの、十分に貯金ができず、急な出費に弱い人が多いのがこの世代。予測できない病気やケガに備えましょう。

病気・ケガ

医療保険



もしものことが
あったら、残された
家族は安心して
暮らせる？

30代既婚者

結婚、出産と家族が増えるタイミングは保険を検討・見直す時期でもあります。子どもの将来のため、万が一のための備えについて考えてみましょう。

病気・ケガ

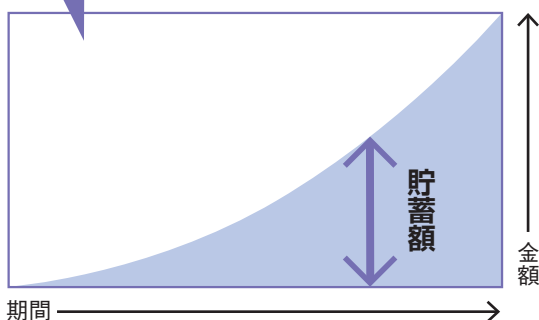
子どもの教育費

万が一の保障

医療保険/学資保険/
死亡保険

「貯蓄」と「保険」を上手に使い分けましょう

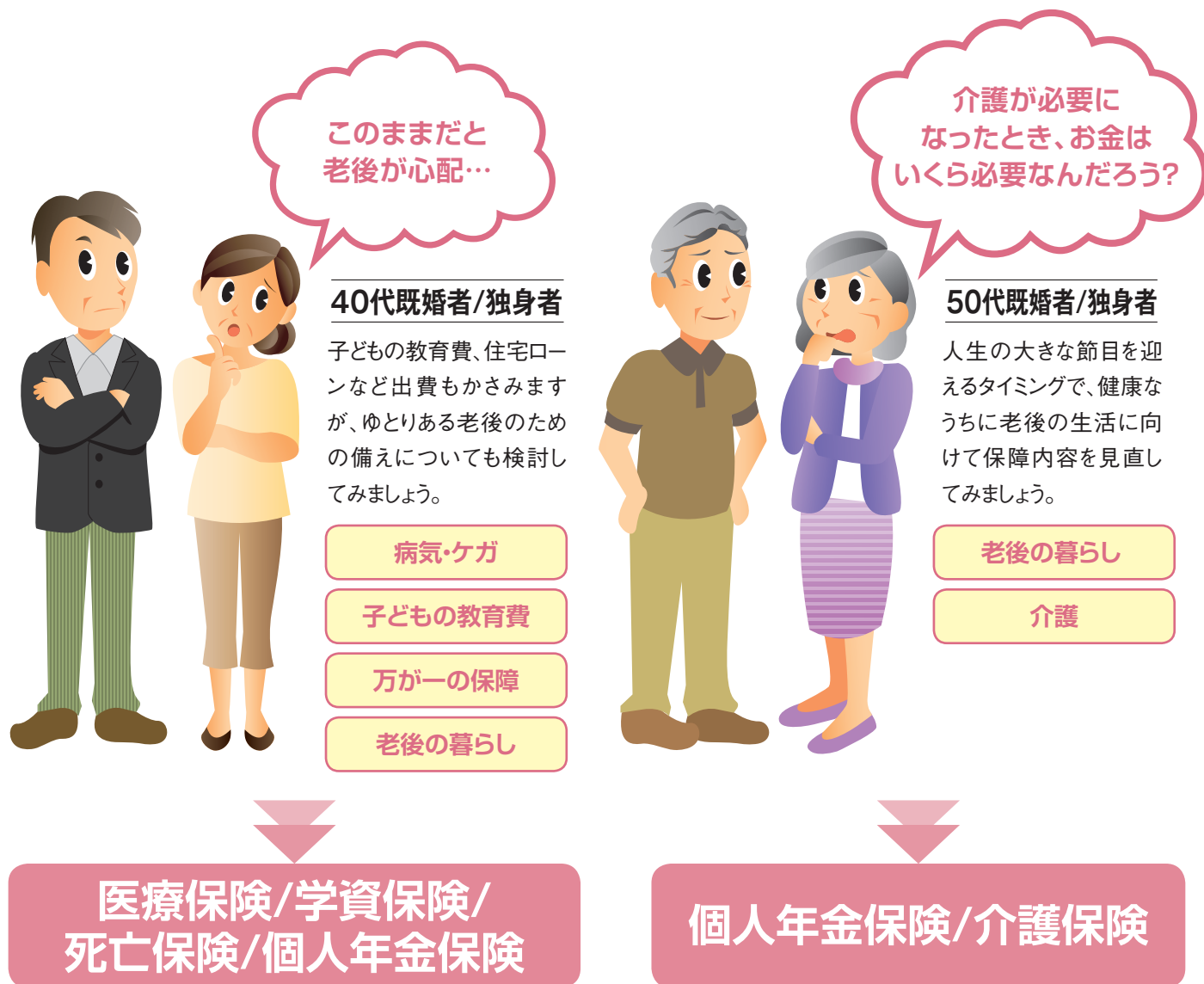
貯蓄の場合



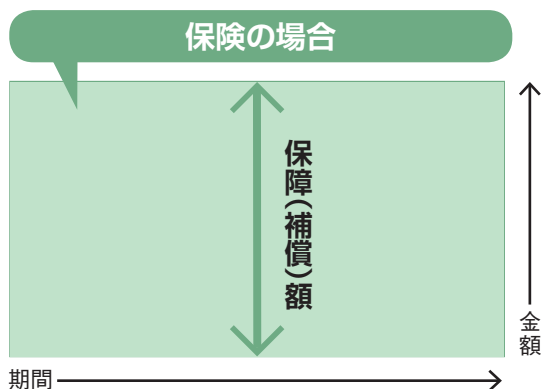
貯蓄は、「何にでも使える」のが特徴

貯蓄は何にでも使うことができるため、さまざまなリスクに備えることができます。しかし、貯蓄は一般的に少しずつ増えることから、必要な時には備えが不十分である可能性があります。

保険でカバーする保障(補償)内容や保障(補償)額は、人それぞれのニーズにより変わってきますので、自分にあった保険を選びましょう。また、家族構成や収入などの変化に応じて見直しましょう。



リスクに備える方法には、貯蓄や保険などが考えられます。よく「貯蓄は三角、保険は四角」と言われるように、貯蓄と保険には大きな違いがあります。両者の特徴を理解して、上手に使い分けましょう。



保険は、「もしも」の時の備えに最適

保険は、あらかじめ受け取る金額を決めておくことができ、保険料を払っていれば、「もしも」の時に必要なお金をすぐに確保できます。ただし、保険料を払って備えていた事由にしか保険金は支払われません。

自分の生活にあった保障(補償)内容を選びましょう

受け取る保険金を多く設定すると、支払う保険料は高くなります。

本当に必要な保障(補償)はどの程度なのか、自分の将来設計にあわせて考えることが大切です。

必要な保障額を考えてみよう

例えば、死亡保険金の場合、残された家族にどのくらいのお金が必要になるのかを基準にして保障額を考える必要があります。

必要
保障額

=

残された
家族の生活費
など

-

残された
家族の収入

保険の期間を考えてみよう

例えば、いつまで手厚い死亡保障が必要なのか、老後資金はどの程度必要のかなど、自分や家族のライフプランに沿って、保険の期間を考えます。

子育てが終わるまでの
保障で十分

老後の資金が
必要ね



子育て期間

老後

社会保障(高額療養費制度など)で 対応できる金額も計算して保険を考えよう

高額な治療費が必要になった場合、社会保障・企業保障制度の利用を検討し、自己負担額を貯蓄で対応するか保険で備えるか、自分にあった内容を検討してみましょう。



保険料の負担を意識しよう

勤務先の企業などで団体割引が適用される保険加入制度がないか、保険料が割安な掛け捨てタイプの保険を利用できないか、受け取る保険金に見合った保険料かなど、コスト面にも留意しましょう。



申込みの取消しができる期間は8日間

クーリング・
オフ

一般的に、「クーリング・オフに関する書面を受け取った日」が「申込日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、申込みの取消しができます。



保険を契約するときの注意点

保険の契約をするときは、保険に関する基本事項をよく調べて、しっかり理解しておきましょう。

よく理解して
契約しましょう!



金融庁ホームページ
「保険契約にあたっての手引」について

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/hokenkeiyaku/>

契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり、 保険約款をしっかり読む

- 契約概要…………… 保険商品の内容を理解するための書類
- 注意喚起情報…… 契約にあたって、特に注意する事項を記載した書類
- ご契約のしおり…… 保険約款にある重要な項目を抜き出し、
わかりやすく説明した書類
- 保険約款…………… 保険契約の内容を記した書類

これらの書類には必ず目を通して、
疑問があれば保険会社に質問しましょう。

告知義務について

保険の種類によっては、契約時に、健康状態などについて告知書や生命保険会社の指定した医師などの質問に事実をありのまま告げる義務(告知義務)があります。

※一般に、生命保険会社指定の医師以外の職員(営業職員・生命保険面接士など)に健康状態、既往症などについて口頭で伝えても、告知したことにはなりませんので注意が必要です。



保険金・給付金が受け取れない場合

死亡保険金・死亡給付金が受け取れない主な場合とは(※)

- 告知した内容が事実と相違(告知義務違反)し、契約(特約)が解除されたとき
- 保険料の払込みがなく契約が失効していたとき
- 契約した保険の責任開始期から一定期間内(2～3年)に被保険者が自殺したとき
- 契約者または死亡保険金(給付金)の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき など

※このほか、戦争その他の変乱、地震、噴火、津波によるときには受け取れない場合があります

保険金・給付金が受け取れない主な場合とは(※)

(左記「死亡保険金・死亡給付金が受け取れない場合」のほか下記に該当するとき)

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき など

お金の持ち合わせがないときや急な出費のときに便利なクレジットカード。しかし、カードを使うことは「借金」をするということです。金利や手数料などを理解して、よく考えて使いましょう。

クレジットカードのさまざまな機能

支払機能

現金がないときの支払いはもちろん、海外旅行では多額の現金を持ち歩く必要がありません。



借入機能 (キャッシング)

利用枠に応じてATMなどでお金を借りることができます。



さまざまな サービス機能

割引サービス

カードの提示で商品やサービスが割引価格で購入できます。

予約サービス

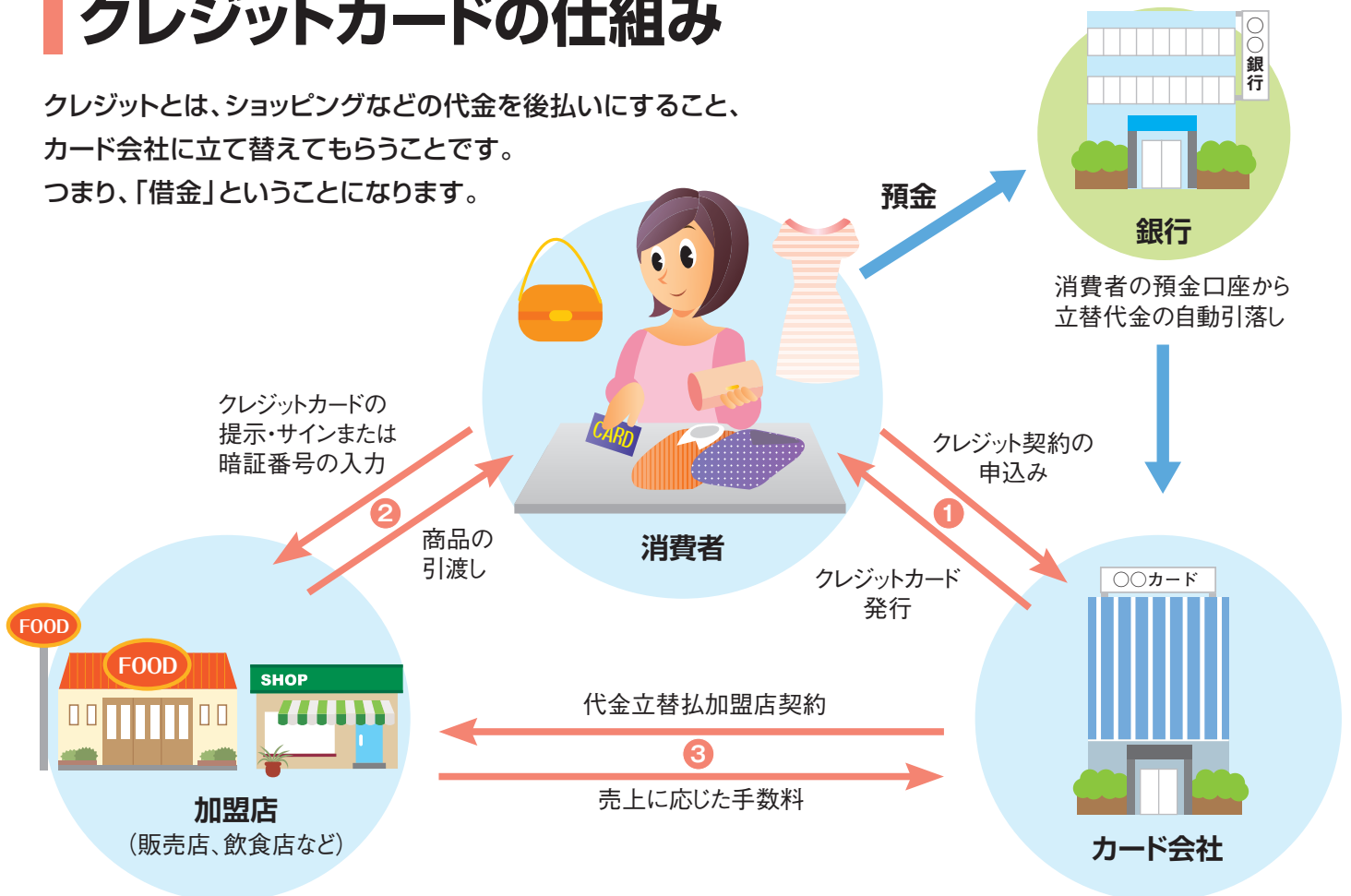
旅行、レストラン、劇場などの予約ができます。

保険サービス

カードで購入したものの破損や盗難に対する補償、旅行時の傷害保険などがあります。

クレジットカードの仕組み

クレジットとは、ショッピングなどの代金を後払いにすること、カード会社を立て替えてもらうことです。つまり、「借金」ということになります。



ローンとはつまり「借金」のことです

ローンとは、銀行などの金融機関がお金を貸すことです。消費者金融の貸付けもローンになります。一言でいえば「借金」だということを念頭においておきましょう。

クレジットやローンの返済方法

クレジットでもローンでも、お金を借りているのですから返済しなければなりません。その方法にはさまざまなものがあります。借りるときは、「借りたお金を返せるかどうか」をよく考えましょう。

クレジットの返済方法

- 一括払い……………1回で返すこと。一般的に金利はかからない。
- 分割払い……………希望する回数で返すこと。一般的に3回以上で金利がかかる。
- リボルビング払い ……毎月ほぼ一定額で返すこと。金利がかかる。
- ボーナス一括払い ……ボーナス時に1回で返すこと。
- ボーナス併用払い ……ボーナス時に返済額を増やす分割払い。

ローンの返済方法

- 元利均等返済 ……元金と利息込みで、毎回の返済額が同じ。
- 元金均等返済 ……元金を均等返済する方法。毎回の元金残高に対し金利がかかる。
- リボルビング返済 ……一定の利用限度額を設定し、毎月分割して返済する方法。
- アドオン返済 ……返済終了まで当初の借入額を元金として、利息を計算する返済方法。

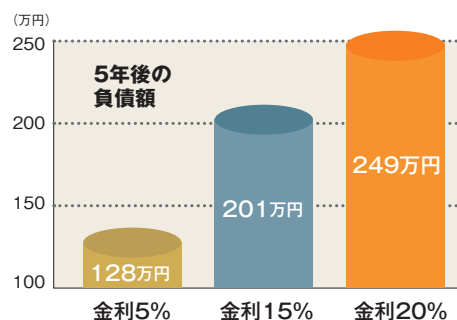
注意

「リボルビング払い」は毎月の支払額が比較的少額で済むため、当初は返済負担が実感できません。このため、安易にクレジットやローンを繰り返し、気がつけば返しきれない借金をしていたというケースがあります。また、借入残高がある限り支払いは続き、残高に応じて金利がかかるため、知らないうちに全体の返済額が増えているケースもあります。リボ払いを選択するときには、注意が必要です。

金利の負担が将来に与える影響

例えば、年利5%で100万円借りた場合、5年後の負債額は128万円ですが、年利15%で100万円借りた場合、5年後には201万円に、年利20%なら5年後には249万円になってしまいます。

金利と返済額
(100万円借りた場合)



POINT

今、利用して大丈夫?

利用した分のお金を返すあてはあるか? 返済計画は立てているか? 本当に必要か? 借りる前によく考えましょう。

不要なカードを持っていませんか?

必要以上にカードを持たないようにしましょう。また、盗難や紛失により他人にカードが使われないようにきちんと管理しましょう。

利用しすぎていませんか?

分割払いやリボ払いだと月々の返済額が少額で済むので、つい利用しがちです。利用総額と月々の返済額をしっかりとチェックしておきましょう。

借金返済のために使っていませんか?

他の借金を返すためにローンを利用する人もいます。でも、それは転落への第一歩。注意して利用することが肝要です。

支払期日を守りましょう

支払期日を過ぎると延滞金利が発生します。また、延滞が一定期間続くと「指定信用情報機関」などに延滞情報が登録されます。

金利や契約内容を把握していますか?

クレジット[※]もローンも金利がかかります。どの程度の金利がかかるか、しっかりと把握しておきましょう。

[※]一括払いなど金利がかからない場合もあります。

改正貸金業法が完全施行されています

多重債務問題の深刻化により平成22年より完全施行されています。
グレーゾーン金利の廃止や過剰貸付に関する規制の強化などが行われています。

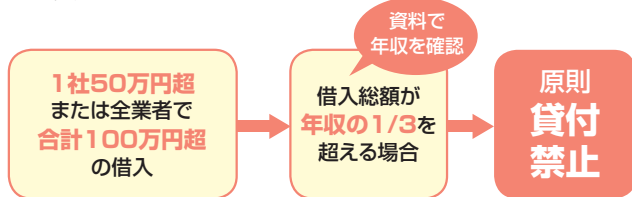
貸金業者の業務を適正に行わせるための規制

- 貸付けの際、利息を含めた返済総額を明示させる。
- 日中の執拗な取立行為の禁止など、取立規制を強化。
- テレビCMの内容・頻度などを規制。



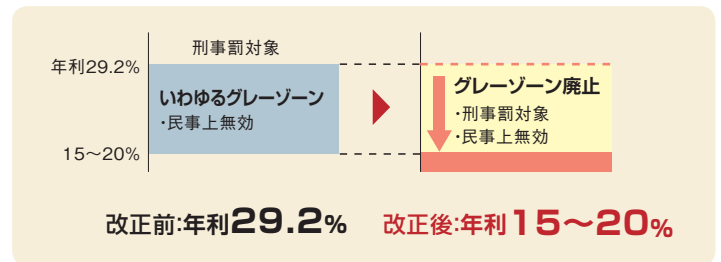
借りすぎ・貸しすぎを防ぐ仕組み

原則として貸金業者からの総借入額が年収の1/3以上となる貸付けは禁止されています。



上限金利の引下げ

グレーゾーン金利が撤廃され、年利15~20%に引き下げられました。



多重債務に陥らないために

借金を返済するために新しい借金をするなど、多重債務に陥る事例が発生しています。

無計画にクレジットを使ったために…

返済能力を考えずにクレジットやキャッシングを利用。



目先の返済に追われてまた借金…

次々と高金利のローンを利用した結果、借金の返済のため借金を重ねる。



連帯保証人になったばかりに…

友人の借金の連帯保証人になったが、友人が失踪してしまい、自分が借金を負うはめに。



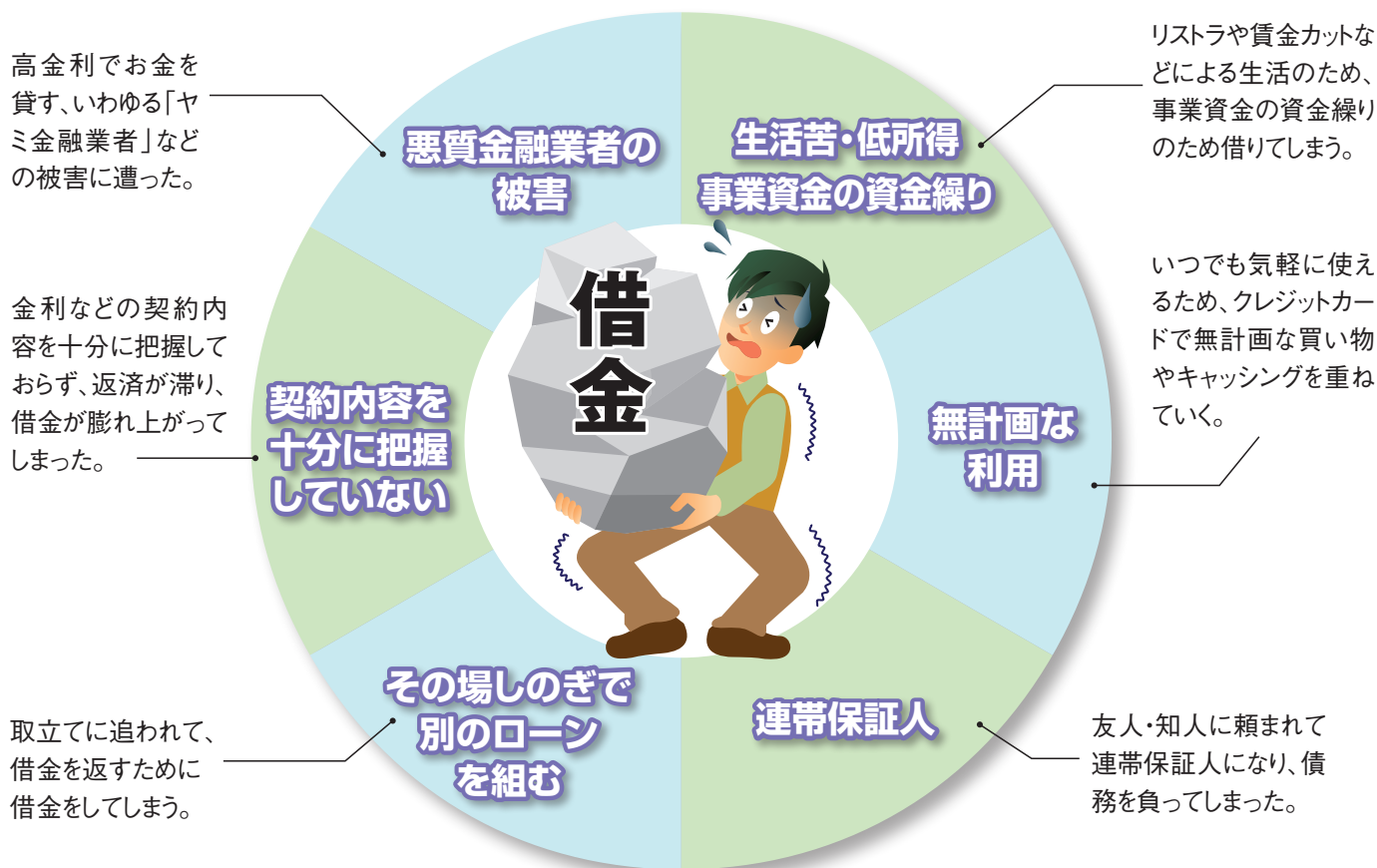
思いもよらぬ失業で…

景気の悪化で会社が倒産。ローンの返済や生活費に困って借金を繰り返す。



多重債務に陥る原因

「自分だけは大丈夫!」と思っても、不意なことで誰でも多重債務に陥る可能性があります。



もし、多重債務を抱えてしまったら

自分ひとりで抱え込まない

多重債務に陥ってしまったら、まず多重債務相談窓口へ相談しましょう(32ページをご覧ください)。ひとりで悩んでいる間にも借金は膨らんでいきます。

自分の借金を把握する

多重債務者のほとんどが、いくら借りているのか、金利はどのくらいか、毎月の返済にいくら必要かを正確に把握できていません。まずはしっかり把握することが大切です。

返済が遅延したらどうなるの?

返済期限を過ぎてもお金を返さない遅延状態が一定期間続くと「指定信用情報機関」などに延滞情報が登録されます。また、延滞金利が発生し、金利は借りた金利に比べて大幅に高くなります(上限は20%)。延滞状態が続くとクレジットカードが新たに作れない、カードの利用が止められる、ローンが組めないなど、クレジットやローンの利用に支障が出る可能性があります。

携帯電話代、延滞していませんか?

携帯電話端末購入時に分割払いを選択した場合、月々の請求には、通信料だけでなく、携帯電話端末代の分割支払金も含まれていることになります。この場合、携帯電話端末代金の支払いが滞ると、指定信用情報機関に滞納の情報が登録され、それにより将来、クレジットカードを作れなくなったり、ローンを組めなくなったりするおそれがありますので注意しましょう。

株式、国債、投資信託。名前は聞いたことがあるけれど、難しそうと思いませんか？
しっかりとした知識を身につけていれば難しいものではありません。理解を深めながら、
自分にあった金融商品を選んでいきましょう。

投資を通じて社会にも目を向けてみましょう

わたしたちが銀行などに預けたお金は、企業に貸し出され、その生産活動に使われます。その結果、モノやサービスがわたしたちに提供されています。企業が資金を調達するためには、こうした銀行などからの融資だけでなく、株式や債券を発行するという方法もあります。

新しい事業を興したり、積極的に設備投資・研究開発をしたりする意欲とアイデアをもつ人や企業が、株式などを発行することで資金を得ることができ、その資金を活用して世の中に役立つモノやサービスを提供することができます。わたしたちの生活もよくなりますし、ひいては日本経済全体が活発になることにもつながっていきます。

投資は、わたしたちの家計で眠っているお金を、こうした人や企業を応援するために使う方法の1つといえます。



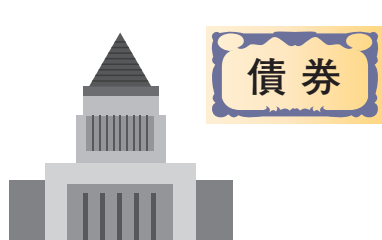
株式とは？ 債券、投資信託とは？

株式



株式会社を設立したり、会社の活動資金を集めるために発行されるもので、証券会社を通じて購入できます。株式を持つと、その会社が上げた利益に応じて配当などを受けることができます。

債券



債券は、国や地方自治体、会社が多くの人からお金を借りるために発行するものです。国の場合は国債や公債、会社の場合は社債と呼ばれます。定期的に決められた利息が支払われるのが特徴です。

投資信託



投資信託は、投資家から集めたお金をひとつの大きな資金としてまとめ、運用の専門家が国内外の株式や債券などに投資する商品です。その成果は購入額に応じて投資家に還元されます。

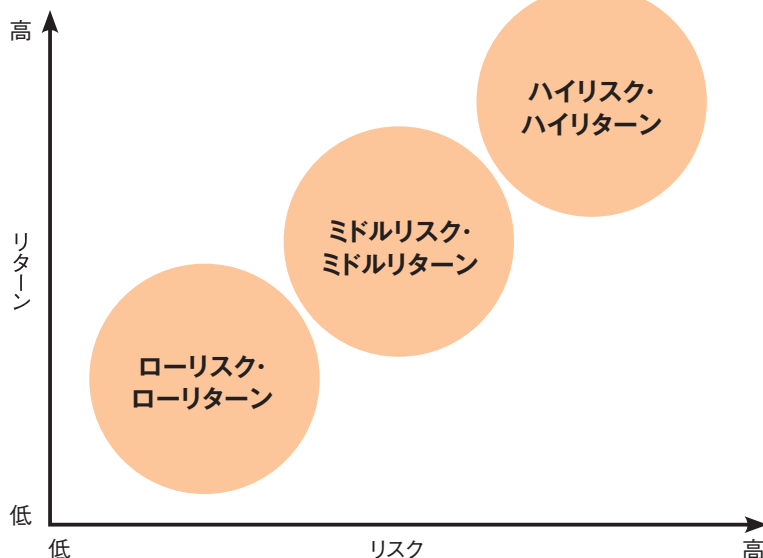
リスクとリターンの関係

金融商品を選ぶ際には、リスクとリターンの関係を念頭に置いておきましょう。

リスクが低い金融商品は、リターンも低くなります。高いリターンを望む場合は、高いリスクを伴うことになります。リスクとリターンには、一般的にこのような関係があることを理解しておきましょう。

また、この関係が理解できれば、リスクがなくてリターンが高いという金融商品がないことも分かりますし、「必ず儲かります」「安全・確実・高利回り・元本保証」といった説明をされたときに疑いをもつこともできます。

リスク・リターンの関係図



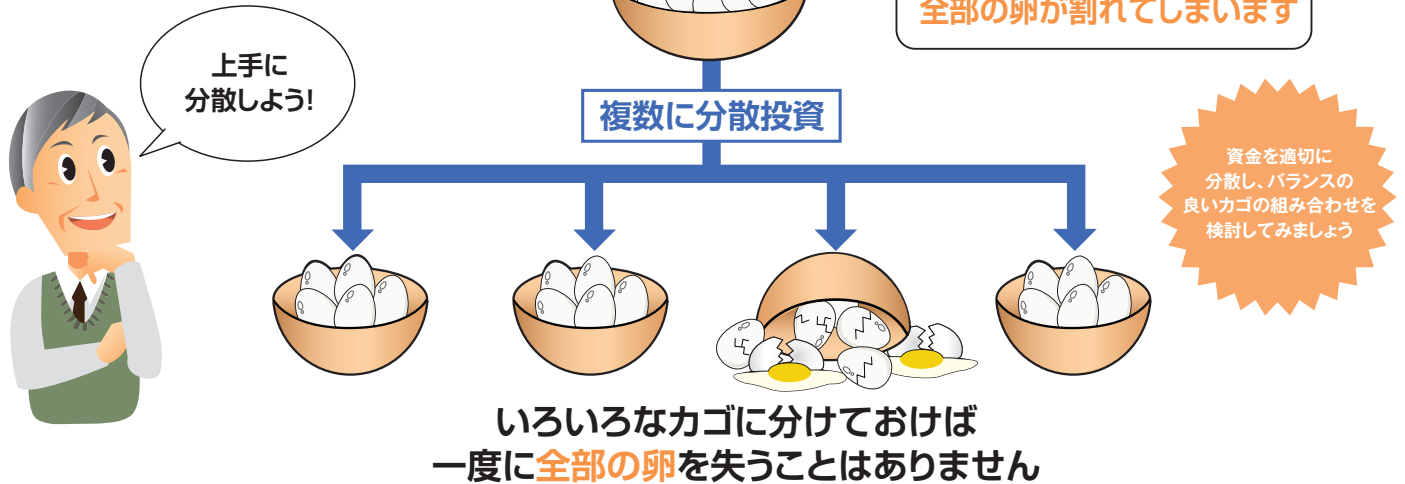
リスク許容度

金融商品を選ぶ際には、自分のリスク許容度を把握しておきましょう。リスク許容度とは、どこまでの損失に耐えられるかということです。金融商品でお金を運用する際には、生活に無理のないお金で始めることが大事です。

分散投資や積立投資の効果

資産形成を行っていく際には、分散投資や積立投資がどのような効果を持つのか理解しておくことが重要です。

分散投資の効果

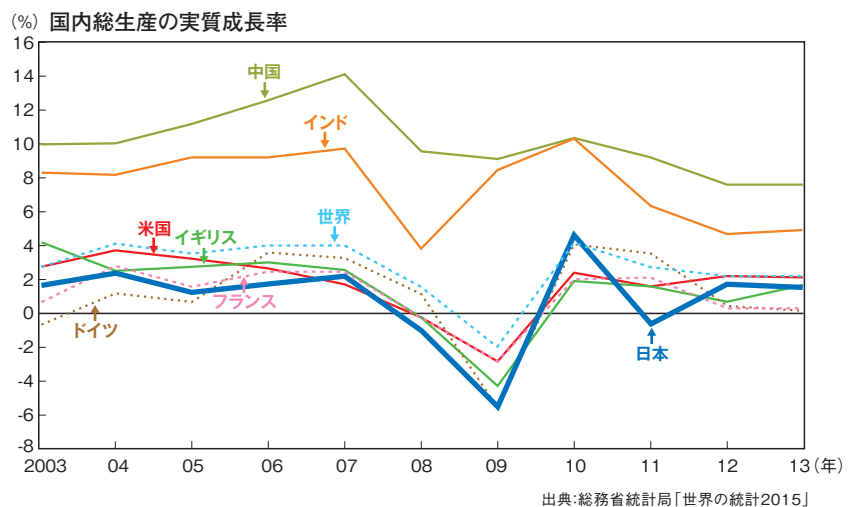


投資には、「1つのカゴに卵を盛るな」という格言があります。

資金を1つの資産に集中しないで、複数の種類に分散して投資すれば、リスクが分散され、リターンの安定度が増す効果があります。

また、分散投資の観点からは、投資先の地域を限定することは、必ずしも好ましくはありません。国際的な分散投資を進めることで、より安定的に世界経済の成長の果実を得ることが期待できます。さらに、分散投資には、投資する時期を分ける「時間の分散」という考え方もあります。

資金を適切に分散し、バランスの良いカゴの組み合わせ(ポートフォリオ)を検討してみましょう。



資産の分散

国債・社債

株式



地域の分散

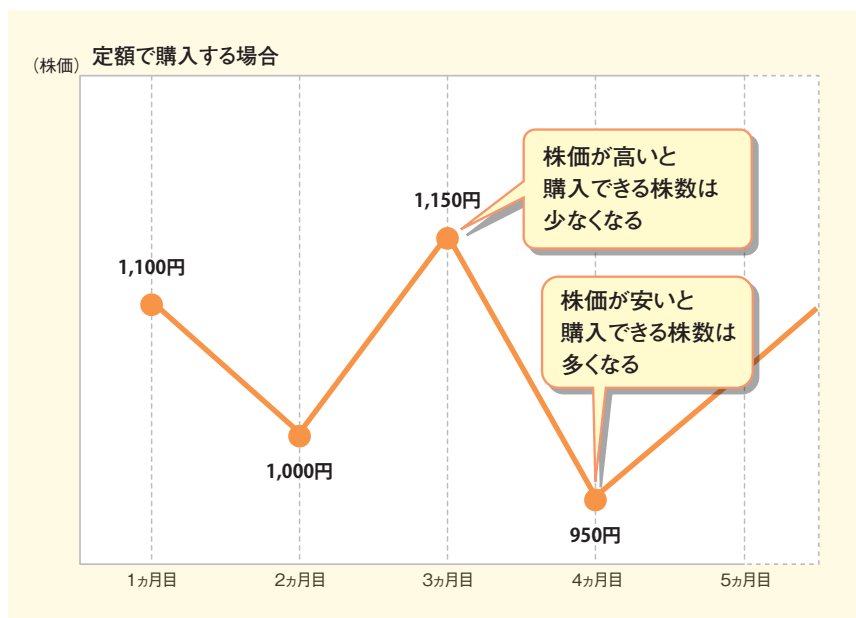


積立投資の効果

効率的な資産形成を行うためには、「時間の分散」と「長期保有」を組み合わせた「積立投資(コツコツ投資)」が有効です。

時間の分散

効率的な資産形成を行うためには、お金を一度に投資するのではなく、何度かに分ける、つまり投資時期を分散させるという方法も有効です。その1つとして、例えば定期的に一定額を投資する定額購入法(「ドル・コスト平均法」とも言います)があります。投資時期を分散させることで、投資するタイミングによる(値上がり、値下がりといった)リスクを抑える効果があります。



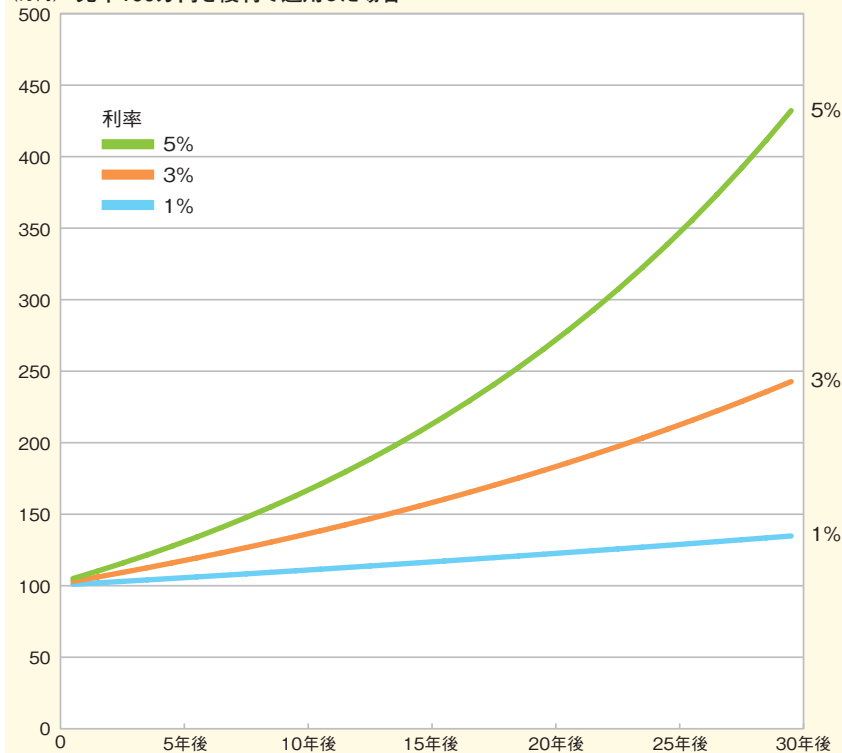
長期保有

金融市場は、短期的には大きく変動することがありますが、保有期間が長くなるほど、こうしたバラツキがならされ、リターンが安定する傾向があります。また、資産を長期で保有するほど、「複利」効果を多く享受することができます。

「複利」も理解しておきましょう!



(万円) 元本100万円を複利で運用した場合



積立投資は、金融市場の短期的な値動きに一喜一憂することなく、長期の複利効果を得ながら資産形成を行える手法です。また、まとまったお金をあらかじめ用意する必要がないため、若年層に適した手法とされています。

投資を始めるための準備

投資を始める前に



投資する資金は、生活資金とは別の余裕資金で行いましょう。

損をしても得をしても投資責任はすべて自分にあることを念頭においておきましょう。

口座を開設する



株式などを取引するには、証券会社などに口座を開く必要があります。最近ではインターネットを通じて取引できる証券会社も多く、インターネット環境さえあれば、誰でも気軽に口座を開設できます。

投資する前に



例えば株式に投資する場合、現在は約4,000社の株式が取引されているので、投資する前にしっかりと調べることが大切です。また、少額取引が可能な「株式ミニ投資」、月々1万円から千円単位で購入・積み立てできる「株式累積投資」もあるので、自分にあった投資方法を選びましょう。

株式などの取引にはいくつかのルールがあります

手数料がかかる

株式、債券、投資信託の売買には通常、手数料がかかります。

株はすぐに現金にならない

株式の売買には時間がかかります。例えば、株式を売った場合、自分の口座にお金が振り込まれるのは、売った日を含めて4営業日目(土日祝日を含まない)となります。

利益が出たら税金を払う必要がある

株式が値上がりし、売って利益が出たときや配当金を受け取ったときは、税金を支払います。証券会社で代行してくれる制度もあるので、口座を開設するときに確かめておきましょう。

株取引における禁止事項

株の取引は、公正なルールの下に行われています。さまざまな禁止事項があるので、注意が必要です。

偽装・馴合売買



同一銘柄に対して、同一価格で売り注文と買い注文を同時に出し、売買を膨らませ、活発に取引されていると見せかける行為です。また、仲間内や複数のグループを介し、同様の売買を繰り返すことも禁止されています。

相場操縦



相場を意図的・人為的に変動させる違反行為で、他の投資家を混乱させることで株価を変動させ、相場が上がってきたところで売り注文を出すような行為です。

内部者取引 (インサイダー取引)



会社の役職員などが、立場上知り得た重要な情報の公表前に、その会社の株を売買すること。例えば、株価の上昇につながる新製品情報の公表前に株を買ったりする行為です。

風説の流布



株価の変動などを図ることを目的として、虚偽の情報等をインターネットの掲示板などの媒体を利用して流す行為です。

正しく知って賢く運用! いま話題の「NISA」

平成26年1月からはじまった「NISA(ニーサ)」。個人投資家の中長期的な資産運用を応援する新しい投資優遇制度です。NISAとは、一体どんな仕組みなのでしょう?



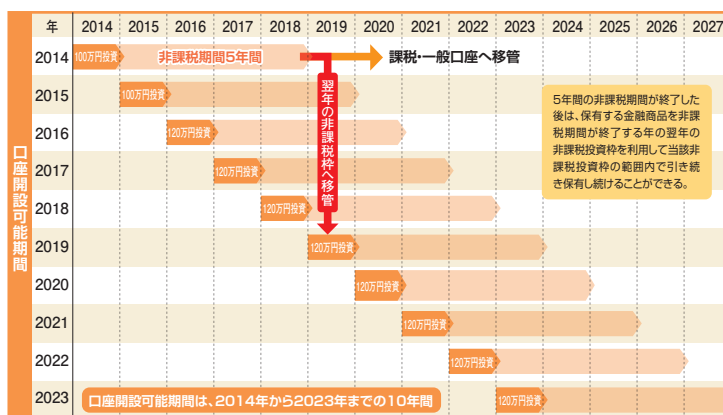
NISAとは?

NISAとは、「少額投資非課税制度」の愛称です。年間の投資上限額の範囲で新規に購入した上場株式、公募株式投資信託などで得た利益(売買益、配当など)が非課税となります。

制度対象者	20歳以上の日本国内居住者
口座開設可能数	1人1口座
年間の投資上限金額	新規投資額で年間120万円が上限
投資期間	平成35年(2023年)まで
非課税対象	上場株式、公募株式投資信託などで得た利益(売買益、配当など)
非課税期間	投資した年から最長5年間
運用管理	払い出しに制約なし

NISAの非課税期間は5年間 手軽に資産運用ができます

平成26年から平成35年までの10年間、毎年、非課税の投資上限金額(非課税での投資枠)が設定されます。各非課税投資枠の非課税期間は最長5年間で、非課税期間終了後は、非課税期間が終了する年の翌年の非課税投資枠を利用して当該非課税投資枠の範囲内で引き続き保有し続けることができます。また、売却や課税口座に移して運用することも可能です。



平成28年からNISAの制度が変わります。また、新たに「ジュニアNISA」がスタートします

平成28年からNISAの年間投資上限金額が120万円に拡大しました。また、新たに子どもの将来に向けた資産運用制度として「ジュニアNISA」が開始されました。運用は親権者などが代行しますが、18歳までは払い出しに制限があります。また、20歳になればNISAが自動的に開設され、運用することも可能です。

ジュニアNISAの特徴

- 日本に住む0歳～19歳の未成年者が口座開設できる。
- 運用は親権者などが代行できるが、18歳までは払い出しが不可能。
- 投資上限額は、毎年80万まで(5年で最大400万円)。
- 投資期間は、平成35年(2023年)まで。
- 非課税期間はNISAと同じ、投資した年から5年間。
- 上場株式、公募株式投資信託などで得た利益(売買益、配当など)は非課税。
- 20歳以降は自動的にNISA口座が開設される。

POINT

- 1 NISA口座は原則1人1口座。1人につき、1つの金融機関でしか申込み・開設できません。
- 2 NISA口座を開設する金融機関の変更は1年単位で行えません。(金融機関の変更をした場合には、複数のNISA口座を持つことにはなりますが、買付けができるのは各年につき1つのNISA口座だけです)なお、ジュニアNISAについては、口座開設後の金融機関の変更はできません。
- 3 NISA口座において投資できる金融商品や受けられるサービスは各金融機関によって異なりますので、NISA口座申込の際の金融機関の選択に当たってはよくご検討ください。
- 4 収益(売却益・配当)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。(損益通算や損失の繰越控除はできません)



金融商品を利用するときは外部の知見を適切に活用しましょう。

自分にとって適切な金融商品を選択するために

お金と生活は切っても切れない関係です。大切なお金を上手に使っていくためには、自分だけの知識に頼らず、情報を集めて客観的な視点で見ること大事です。

情報やアドバイスの活用

金融商品を選ぶ際は、最初からひとつの金融機関や商品に絞ってしまうのではなく、様々な金融機関の商品やサービスと比較検討して、自分に合った金融商品を選ぶようにしましょう。情報を収集するときは、インターネットや書籍、複数の販売業者から情報を収集し、商品性に関する理解を深め、比較検討しましょう。また、中立的な立場または商品を購入する消費者の側から信頼性の高い情報提供を行っている機関等に相談してみましょう。

なるほど…

POINT

- 金融商品を購入する際は、信頼できる業者かどうかしっかり確認する。
- 外部の知見を適切に活用する。



自分が理解できない金融商品は避ける

思わぬ金融トラブルに巻き込まれないためにも、自分が理解できない金融商品の購入は避けましょう。分からないことがあれば、金融機関などに説明を求める、パンフレットを熟読する、または外部の知見を活用するなど、理解できるまでは契約しないようにしましょう。

う〜ん
もっと良く調べて
からにしよう!



金融庁の相談窓口 金融サービス利用者相談室

TEL 0570-016811 (IP電話 03-5251-6811)

受付時間／平日10時00分～17時00分

(注)通話は、対応内容の明確化などのため、録音させていただいております。

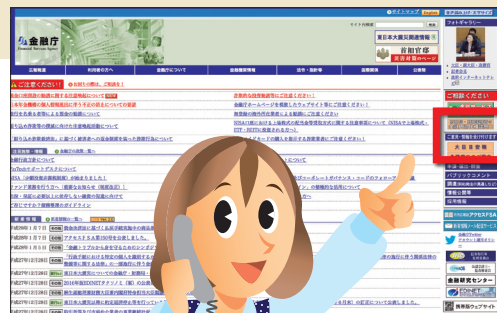
WEB <http://www.fsa.go.jp>

FAX 03-3506-6699

そのほか、相談室では「郵便」でもご意見・ご質問等を受け付けております。

〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛

(注1)ご回答をお求めの場合には氏名および電話番号の記載をお願いします。電話番号の記載がないものについては、ご回答できませんので、あらかじめご了承ください。
(注2)「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。お急ぎの方はお電話にてご相談願います。



〈金融庁ホームページ〉



金融機関とのトラブルを 抱えている方のための金融ADR制度

ADR(Alternative Dispute Resolution)とは、「裁判外の紛争解決」という意味で、銀行・保険・証券などの業態ごとにその枠組みがあります。裁判に比べて、短期間、低コストなので、どなたでも安心してご利用いただけます。利用料は、機関によって異なりますが、一部を除き無料です。また、紛争解決までの期間は2～6ヶ月が標準的な処理期間となっています。



金融ADR制度の特徴

- 裁判に比べて、短期間、低コストが基本となっている。
- 金融分野に見識のある専門家が中立・公正な立場から和解案を提示してくれる。
- 金融機関は、利用者からの紛争解決の申立てに応じる必要がある。
- 金融機関は、提示された和解案を原則として受け入れる必要がある。
- 相談、苦情も受け付ける。

金融ADR機関一覧

取扱業務	機関名	所在地	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ●銀行業務 ●農林中央金庫業務 	一般社団法人全国銀行協会	東京都千代田区丸の内 1-3-1	TEL:0570-017109 または TEL:03-5252-3772
<ul style="list-style-type: none"> ●手続対象信託業務 ●特定兼営業務 	一般社団法人信託協会	東京都千代田区丸の内 2-2-1	TEL:0120-817-335 または TEL:03-6206-3988
<ul style="list-style-type: none"> ●生命保険業務 ●外国生命保険業務 	一般社団法人生命保険協会	東京都千代田区丸の内 3-4-1	TEL:03-3286-2648
<ul style="list-style-type: none"> ●損害保険業務 ●外国損害保険業務 ●特定損害保険業務 	一般社団法人日本損害保険協会	東京都千代田区神田淡路町 2-105	TEL:0570-022808
<ul style="list-style-type: none"> ●損害保険業務 ●外国損害保険業務 ●特定損害保険業務 ●保険仲立人保険募集 	一般社団法人保険オンブズマン	東京都港区虎ノ門 3-20-4	TEL:03-5425-7963
<ul style="list-style-type: none"> ●少額短期保険業務 	一般社団法人日本少額短期保険協会	東京都中央区八丁堀 3-12-8	TEL:0120-82-1144
<ul style="list-style-type: none"> ●特定第一種金融商品取引業務 	特定非営利活動法人証券・ 金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13	TEL:0120-64-5005
<ul style="list-style-type: none"> ●貸金業務 	日本貸金業協会	東京都港区高輪 3-19-15	TEL:0570-051051 または TEL:03-5739-3861

金融ADR機関が設立されていない業態などに関する情報は、以下のホームページでご覧いただけます。
<http://www.fsa.go.jp/policy/adr/>

トラブルに注意



さまざまなトラブルが発生していますので、十分に気をつけましょう。
困ったときは、金融庁金融サービス利用者相談室などの相談窓口にお問い合わせください。

手口が巧妙化している 「振り込め詐欺」に注意しましょう

あの手この手で、あなたのお金が狙われています! どんな手口があるのか、しっかり確認しておきましょう。

オレオレ詐欺

「電話番号が変わった」などと言って信用させ、あとから「借金の保証人になった」などと言って、現金をだまし取る手口です。

もしもしオレだけど、電話番号が変わったから登録しておいて



あら〇夫かい? わかった登録しとくね

数日後

どうしよう、友達の借金の保証人になったんだけどその友達と連絡がとれなくて...早く返さないとまずいんだ。すぐにお金を振り込んで



後日、息子から電話があって...

借金? なんのこと? もしかすると振り込め詐欺じゃ...
この間の借金はちゃんと間に合ったの?



注意

- 犯人は、子供の名前を知っていて、名乗る場合もある。
- 電話番号が変わったという連絡にも注意!
- 必ず、以前の電話番号にかけて確認。
- 約9割が現金受取型となっています。

現金受取型

子や孫を装って電話をかけ、自宅まで犯人が直接現金やキャッシュカードを取りに来る新たな手口が増えています。

会社の小切手が入ったカバンをなくした。100万円用意してほしいんだ



まあ、大変!



〇男さんの会社の者です。100万円取りに来ました

息子がどうもすみませんでした

お昼に会社の人に100万円を渡したよ

なにそれ? もしかしてだまされたんじゃない!?

注意

- 警察官や銀行協会職員などがキャッシュカードを預かることは絶対にない!
- 行政や金融機関の職員を名乗った場合でも、キャッシュカードや通帳を渡したり、暗証番号を教えない!
- 宅配便や、ゆうパック、レターパックなどで現金を送ることはできない!

架空請求詐欺

- メールで「総合情報サイト利用料金未納」「無料期間が過ぎても退会手続きがされてない」といった通知がくる。
- メール文中の問い合わせ先に電話させられて、「延滞料金は毎日加算される」「払わないと裁判になる」といったことを言われる。
- 料金を振り込むよう言われる。

なんだこのメール?



え?? 延滞金? 裁判??なんで?

注意

- 不審に思ったら、各種の相談窓口にご相談を!
- 発送元が裁判所の場合は、裁判所に確認。
- メールに記載されている電話番号には電話しない。
- 連絡先は、電話帳などで調べて、自分で確認。

融資保証金詐欺

- 「誰にでも融資」「簡単審査」「担保不要」といった内容のダイレクトメールが送られてくる。
- 融資を申し込むと「保証金が必要」「信用実績が必要」「組合登録料が必要」などと言われる。
- それを口実に、料金を振り込むよう言われる。

おっ!
これはいい!



簡単
融資!

保証金?
信用実績?
登録料だっ?



還付金等詐欺

- 税務署、区役所などの職員を名乗る者から「税金の還付金がある」「医療費の還付金がある」といった電話がある。
- 「以前通知を出したが返信がない」「封書が届いているはず」などと言われる。
- ATMのある場所まで行かされ、そこから電話で巧妙に誘導される。「これからあなたに振り込みますので【お振り込み】ボタンを押してください」「今から言うお客様番号を入力してください」など言ってATMを操作させられる。
- 「【お振り込み】ボタンを押す」ことで犯人の口座に振り込んでしまう。

注意

- 正規の貸金業者は融資を前提に現金の振込みを要求することはない!
 - 「保証金」や「借入金データの抹消手續料」などの名目に注意!
- ※実在する金融業者を装っている場合があるので、電話帳や電話番号案内などで確認。

注意

- お金を受け取る側がATMを操作することでお金が返って来ることは絶対にない!
- 機械の操作が苦手な高齢者がターゲットに。
- 電話をかけながらATMを操作している高齢者を見かけたら一声かけよう。

だまされない ための3か条

- ① 知らない人には現金を渡さない・送らない
- ② 家族に連絡を取り、事実を確認
- ③ あやしいと思ったら警察に連絡

不安に思ったりトラブルにあったりした場合は、こちらへ相談!

金融庁金融サービス利用者相談室

TEL:0570-016811 FAX:03-3506-6699 188

IP電話からの場合 03-5251-6811

消費者ホットライン

警察総合相談電話番号

#9110

誤って振り込んでしまったことに気づいたら、すぐに金融機関にも連絡を!

海外の保険に関するトラブル

日本に支社や代理店を持たない外国保険業者は、日本で保険契約を直接締結することが禁止されています。内閣総理大臣の許可を受けずに外国保険業者に対して保険契約の締結の申込みをした場合、50万円以下の罰金が科せられるので注意しましょう。



ヤミ金融業者には近づかないように

ヤミ金融業者とは、国や都道府県の登録を受けずに貸金業を営む業者や、法律に違反して高金利で貸付けを行う業者のことです。店舗を持たず、携帯電話だけで営業するなど業態はさまざま、悪質な取立てなどの違法行為を行う業者が存在します。ヤミ金融は犯罪です。暴力的・脅迫的な取立てが行われ、周囲の人にまで被害が及ぶケースが少なくありません。決して近づかないようにしてください。

ヤミ金融業者などの種類(例)

登録詐称業者	▶ 広告に登録番号を記載する際、架空の番号を使用するなどの手口で登録業者を装う無登録業者です。
090金融	▶ チラシなどに携帯電話番号と名称しか記載せず、正体を明かさず違法な高金利で小口の融資を行います。手軽に借りることができる反面、返済請求額も雪だるま式に膨れ上がります。
ソフトヤミ金融	▶ 少額の貸付けと優しい言葉で相手に安心感を与えますが、実際には法外な金利を取るヤミ金融業者です。
年金(公的給付金)担保金融	▶ 年金などの公的給付金を担保に、高金利で金銭を貸し付けます。中には、完済しても年金証書や銀行の通帳などを預かったまま、延々とお金を引き出し続ける悪質なものもあります。
買取屋(現金化業者)	▶ 融資の条件としてクレジットカードで商品を次々と買わせ、それを定価以下の安い金額で買い取るか、またはさらに高金利で融資。申込者には業者への借金とカード会社への債務が残ります。

保険に関して相談したいときは

金融庁金融サービス利用者相談室

0570-016811

IP電話からの場合 03-5251-6811

生命保険について

生命保険協会 生命保険相談所

03-3286-2648

少額短期保険について

少額短期ほけん相談室

0120-82-1144

損害保険について

日本損害保険協会 そんぽADRセンター (日本損保)

0570-022808

IP電話からの場合 03-4332-5241

一般社団法人保険オンブズマン (外国損保)

03-5425-7963

090金融の具体例



ソフトヤミ金融の具体例



解説

電話だけで手軽に借りられるので、他の金融機関から借りられない状態の人が陥りやすいケースです。

解説

このケースでは、借りたお金が5万円、利息が1万円ですが、延長することで、さらに1万円の利息がついています。2週間で40%もの金利となり、完全に法律違反です。

注意

- 財務局長等の登録が確認できない業者からは借入れしない!
- 金利が年20%を超えていないか確認する!

困ったときは、ひとりで悩まずに相談しましょう

ヤミ金融業者の被害や多重債務にお困りの方はこちらへ!

ヤミ金融業者の被害について

金融庁金融サービス利用者相談室

0570-016811

IP電話からの場合 03-5251-6811

消費者ホットライン

188

警察総合相談電話番号

#9110

多重債務について

日本弁護士連合会

03-3580-9841

日本司法書士会連合会

03-3359-4171

法テラスサポートダイヤル

0570-078374

財務局等における相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/madoguti/zaimu.pdf>
全国の財務局等における相談窓口をご覧ください。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

<http://www.cre-sara.gr.jp/kamei.html>
全国の加盟団体における相談窓口をご覧ください。

「プリペイドカードを買ってきて」と指示する詐欺業者に注意

- ID番号をインターネット上に入力して利用できるサーバ型プリペイドカードのID番号をだまし取るトラブルが増えています。
- ID番号をだまし取られたと気づいても、詐欺業者と連絡が取れなくなったり、既に使われてしまっているため、被害回復は困難です。
- まずはだまされないことが大事です! どんな手口があるのか、しっかり確認しておきましょう。

サクラサイト[※]などの悪質加盟店が、プリペイドカードで支払わせる手口

※サイト業者に雇われた「サクラ」が異性、芸能人、資産家、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまして、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイト

- 「芸能人と会える」、「お金をあげる」などといったメールが送られてくる。
- 連絡をすると、メール交換サイトなどの有料サービス(サクラサイト)に誘導し、様々な理由をつけて、その度にサーバ型プリペイドカードなどで支払わせる。



注意

- 「芸能人と会える」、「お金をあげる」などのうまい話を簡単に信じない!
- やりとり内容や相手が疑わしい場合には支払わない!
- トラブルにあった場合は、すぐにプリペイドカード発行会社に連絡する!

架空請求詐欺等で、プリペイドカードを購入させてID番号を詐取する手口

- メールで「アダルトサイト利用料金未納」などといった通知がくる。
- メール文中の問い合わせ先に電話すると、「払わないと裁判になる」といった説明をして、サーバ型プリペイドカードを購入して、そのID番号を教えるよう指示してくる。

注意

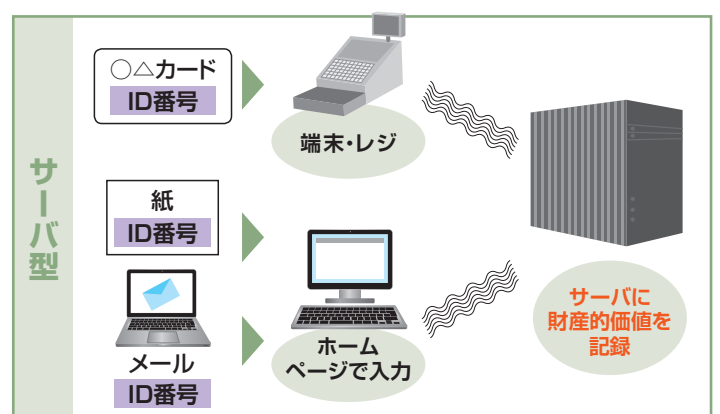
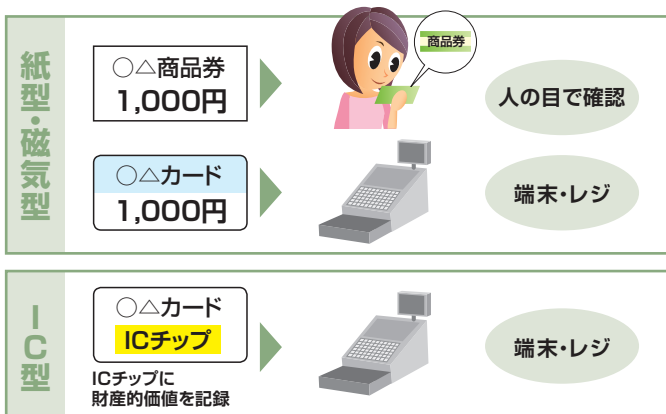
- 覚えのない請求等に返信したり連絡したりしない!
- プリペイドカードのID番号を聞きだして、支払いを求めることはありません!
- トラブルにあった場合は、すぐにプリペイドカード発行会社に連絡する!

※電子ギフト券を購入させて、詐欺業者のメールアドレスに送らせる手口も発生!

プリペイドカードについて

プリペイドカードは誰でも簡単に商品購入などに利用できる前払い式のカードです。利用可能金額が券面に記載されている「紙型」、財産的価値がカードの磁気ストライプに記録されている「磁気型」、ICチップに記録されている「IC型」、発行会社のサーバに記録されている「サーバ型」があります。なお、IC型やサーバ型は、「電子マネー」と呼ばれることもあります。サーバ型

には、紙(レシート・カードなど)やメールに記載されたID番号(複数桁の数字や文字)をインターネット上に入力して使用できるものもあり、ゲーム・音楽などのダウンロードコンテンツの購入などの決済手段として広く普及しています。プレゼントとして第三者に贈ることもでき、プレゼントしたい相手のメールアドレスに簡単に送る「電子ギフト券」もあります。



海外無登録業者とは
一切関わらないよう
にしましょう

海外無登録業者によるトラブル

金融商品取引業の登録を受けていない海外業者によるインターネットなどを介したトラブルが多発しています。登録を受けずに金融商品取引を行うことは法律で禁止されています。



バイナリーオプション取引におけるトラブル

インターネット広告や成功体験のブログなどで信用させ、取引を始めると「多額の損失を被った」、「業者と連絡が取れない」といったトラブルが急増しています。



高レバレッジのFX取引におけるトラブル

日本国内のレバレッジ規制を遥かに上回る高レバレッジを宣伝文句として、FX取引を勧誘する手口です。



注意

- すぐに簡単に儲かるような業者の広告やサイトを簡単に信じない!
- 安易にクレジットカード番号や運転免許証などの身分証明書を送らない!
- 海外無登録業者で取引をした場合、金融商品取引法上の投資家保護が受けられない!
- 日本ではFX取引にかかるレバレッジは25倍までと制限がある!

ひとつでも思い当たったら

金融庁金融サービス利用者相談室

TEL:0570-016811 FAX:03-3506-6699

IP電話からの場合 03-5251-6811

消費者ホットライン

188

警察総合相談電話番号

#9110

未公開株に関する詐欺

証券取引所などに上場していない株のことを未公開株といいます。「上場間近で必ず儲かる」と勧誘され購入したが、「予定時期を過ぎても上場しない」、「業者と連絡が取れない」などのトラブルが多く、特に高齢者を狙った手口が発生しています。



劇場型

複数の人物が登場する

一度断っても、別の業者が同じ未公開株の話題を出して信用させる手口です。

業者A X社の未公開株を
買いませんか?
近々上場しますよ!

株

そういったお話は
断っているのよ!

業者B X社の株を、
持っていませんか?
高値で買い取りますよ!

あの電話の株だわ!!
儲かりそうだから
買ってみようかしら!

業者A そうですか!
さっそく手配しますね

業者B X社の株の代金は払ったわ!
さっそくB社に電話を…
あ、あれ…つながらない…

この間勧められた
X社の株、やっぱり
買ってみようと思って!

だまされた!

注意

●未公開株などの買取りの約束は、実行されることはありません!

公的機関装い型

公的機関の名前を騙って信用させる

金融庁などの公的機関の名前を出して信用させる手口です。



後日、A社は架空の会社であることが判明…



注意

●金融庁など公的機関の職員が、未公開株などの取引に関与することはありません!

代理購入型

立て替えるだけという甘い罠

お金を振り込むので、代わりに未公開株を購入してほしいと依頼してくる手口です。



しかし、1,000万円は振り込まれず… 750万円も返ってこない…



注意

●他人の代わりに購入し、代金を立て替えることは絶対にやめよう!

被害回復型

だまされた人を救うフリ

未公開株の購入で一度被害を受けた人を狙って、「被害を回復してあげます」と偽る手口です。



C社の株の代金を払ったのにB社の買い取り代金は支払われず…



注意

●別の未公開株の購入や手数料が条件になったら信用しない!



社債に関する詐欺

証券会社を介さずに、発行会社と名乗る業者が社債の購入を直接勧誘してくるトラブルが発生しています。

こんな手口で販売しています!

- 発行会社等をかたる業者が直接勧誘してきます。
- 「元本保証」「高利回り」等の実際とは異なる説明をしてきます。
- 別の買取業者が「値段が上がる、高値で売れる」などと話を持ちかけてきてきます。

対策



- 金融商品取引業の登録を受けた証券会社などの金融機関を通さずに購入することはやめましょう。
- ひとりで悩まず家族や知人・各種相談窓口にご相談することも大切です。
- お金を払うときは慎重に。支払後に気づいても、会社がなくなっている場合があります。

本当にある会社なのでしょうか?

- パンフレットやホームページ以外で事業内容を確認できません。また、信用格付も記載されていません。
- 発行会社等と連絡が取れなくなるケースもあります。

対策



- 事業の実態や信用格付が確認できない会社を投資の対象にははいけません。
- パンフレットやホームページの記載内容に実体があるかどうか、客観的な情報を集めて判断しましょう。

「買い取ります」も詐欺の恐れが

- 買取りを引き延ばされ、結局買い取ってもらえないケースもあります。
- 買取業者による買取行為は、金融商品取引法違反のおそれがあります。

対策



- 原則として買取業者の勧誘に耳を貸さないことが大切です。

未公開株、社債、インターネット取引について気になることがあったら

金融庁金融サービス利用者相談室

TEL:0570-016811 FAX:03-3506-6699

IP電話からの場合 03-5251-6811

消費者ホットライン

188

警察総合相談電話番号

#9110

インターネット取引は慎重に

携帯電話やパソコンで簡単に預貯金の残高をチェックしたり、お金を振り込んだりと、インターネット取引は時間や場所を選ばないため利用者が増えるとともに、トラブルも増えています。取引をするときは、十分注意しましょう。

POINT

業者が定めている約款、利用規約、取引規約などを確認する

どんな取引でも重要なことですが、インターネット取引ではおろそかになりがちです。しっかり確認しましょう。

緊急時の連絡先を確認する

インターネット経由での取引は、通信回線の障害などで接続が遅れ気味になったり、中断されてしまったりすることがあります。そんなときのために、電話番号などインターネット以外の連絡手段を確認しておきましょう。

注意

●操作ミスや入力ミスに注意しよう

株式や投資信託での取引では、操作ミスや入力ミスによって、希望と違う銘柄を注文してしまうことがあるので注意しましょう。

●フィッシングやスパイウェアなどに注意しよう

例えば、金融機関からのメールを装い、偽サイトにアクセスするように仕向け、クレジットカード番号、パスワードなどを入力させるという手口で、個人の金融情報を不正に入手し、金銭をだまし取る犯罪が発生しています。

●セキュリティ対策をしよう

心当たりのないメールは開かない、あやしいメールのリンクをクリックしない、誰でも利用できる端末でインターネット取引をしないなど、日頃から注意するようにしましょう。また、市販のセキュリティソフトを使うと、あやしいサイトにアクセスするのを未然に防ぐのに役立ちます。

もし、金融機関が倒産したら…

銀行や証券会社、保険会社でも、倒産する可能性はあります。そんなとき、あなたが預けたお金や加入している保険はどうなるのでしょうか？ 金融機関の倒産に備えて、利用者を守る仕組みが決められています。

利用者保護の仕組み(セーフティーネット)

預金取扱金融機関の場合

預金保険制度によって、利息のつかない普通預金などは全額、利息のつく普通預金や定期預金などは1金融機関ごとに合わせて1,000万円までの元本とその利息が保護されます。

証券会社の場合

利用者が預けてある株式や売買代金は、証券会社が管理している限り、すべて返還されます。万一、返還できない場合、日本投資者保護基金により、1,000万円まで補償されます。

保険会社の場合

加入している保険は、他の保険会社に移転されることで継続されます。また、保険金は保険契約者保護機構からの資金援助により一部補償される場合もあります。

POINT

利用者保護の仕組みには細かい定めがあるので、詳細については運営機関(預金保険機構、日本投資者保護基金、生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構)のホームページをご覧ください。

もし銀行などの預金取扱金融機関が破綻したら

預金取扱金融機関などが倒産した場合、預けたお金はどうなるのでしょうか。日本では、預金者保護のために一定のルールに基づいて預金が保護されます。

預金等の保護の範囲

	預金等の分類		保護の範囲
	預金保険制度の対象預金等	決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金など
預金保険制度の対象外預金等	一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定額積金・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含みます)・金融債(保護預り専用商品に限ります)など	金融機関ごとに合算され、預金者1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。それを超える部分は破綻した金融機関の残余財産の状況に応じて支払われます。(一部支払われない可能性があります)
		外貨預金、譲渡性預金、無記名預金、架空名義の預金、他人名義の預金(借名預金)、金融債(募集債及び保護預り契約が終了したもの)など	保護対象外

ご連絡・お問い合わせ先

官公庁

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間:平日10:00~17:00

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

■<http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

消費者庁

■03-3507-8800

■<http://www.caa.go.jp/>

警察庁

■#9110 (警察総合相談電話番号)

■<https://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm>

消費者関係団体・借金で困ったときの相談先

消費生活センター等の消費生活相談窓口

■188 (消費者ホットライン)

■http://www.caa.go.jp/globalnavi/damage_a.html

日本消費者協会

■03-5282-5319 (消費者相談室)

■<http://jca-home.com/>

各都道府県の弁護士会又は日本弁護士連合会

■03-3580-9841 (日弁連代表)

■<http://www.nichibenren.or.jp/>

日本司法書士会連合会

■03-3359-4171

■<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

日本クレジットカウンセリング協会

■0570-031640 (多重債務ほっとライン)

■<http://www.jcco.or.jp/>

法テラス

■0570-078374 (サポートダイヤル)

■<http://www.houterasu.or.jp/>

公的機関

日本銀行

■03-3279-1111

■<http://www.boj.or.jp/>

金融広報中央委員会(知るぽると)

■03-3279-1111

■<http://www.shiruporuto.jp/>

預金保険機構

■03-3212-6029

■<https://www.dic.go.jp/>

日本投資者保護基金

■03-3667-9670

■<http://jipf.or.jp/>

生命保険契約者保護機構

■03-3286-2820

■<http://www.seihohogo.jp/>

損害保険契約者保護機構

■03-3255-1635

■<http://www.sonpohogo.or.jp/>

金融団体における相談窓口

全国銀行協会相談室

■0570-017109

03-5252-3772 (IP電話からの場合)

■<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>

証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

■0120-64-5005

■<http://www.finmac.or.jp/>

生命保険協会 生命保険相談所

■03-3286-2648

■<http://www.seiho.or.jp/contact/about/>

生命保険協会

■03-3286-2648

■<http://www.seiho.or.jp/>

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

■0570-022808

03-4332-5241 (IP電話からの場合)

■<http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

■<http://www.j-fsa.or.jp/personal/contact/>

日本資金決済業協会 お客さま相談室

■03-3556-6261

■http://www.s-kessai.jp/info/funds_consumer_inquiry_i.html